

# ヘイトハラスメント裁判を

# 支える会 会報 Vol. 4 2016年7月23日発行

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内 TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com





★ https://www.facebook.com/HateHarassment







第3回口頭弁論後におこなわれた報告集会であいさつする原告

# Hi!原告です

2016年7月3日記

私は日本人ではない。そこははっきりとしている。

私は在日だ。ここもはっきりしている。(2文字でいうなら、みんな 在日だけどね。)

日本人かどうか、その使われ方は、結構、恣意的で定まってない。実は、 どんな条件が(そろったら)=日本人なのかは感覚的でバラバラな気が する。ある意味「日本的」で曖昧で遊びがある。反面、やたらと「日本 人」という「美しい」言葉で自ら(達)を強い結びつきとして括(くくり) る人のその基準にご都合主義を感じる。「日本人」が示す「人」はその時々 で変わる。国籍の時もあれば、そうでないときもある。でも、恣意的に 使えたとしても私は日本人ではない。少なくとも私が決めることではな い。

もう30年以上、自分はなぜ3代にわたって「在日なのか?」という問いかけの陰で「では日本人とは?」と誰にともなく、心の中で問いかけていた気がする。そして、今のところ一番シンプルに思うのは、私は在日という「日本の人」。 素直でしょ。・・・ 30年くらい前に聞いた話が私に感覚に誤魔化されないようにシンプルに思う。ということの大切さを教えてくれた。

日本で生まれ日本で育ったその人がぶち当たったのは、バイトでするなら OK の仕事なのに、やれ就職というときには正規では就けない現実。理由は「国籍条項」。その人は国籍条項を外す呼びかけをしながらバイトを続け、職場でのつながりの中で可愛がってくれた先輩との会話でのことを教えてくれた。

「一緒に働けたらいいと思う。でも国籍条項がなくなったら、その分「日本人」の枠がへる。それはなぁ・・・」。とても良くしてくれ、「○○君」「○○君」と声をかけてくれる。そんな先輩の言葉。そこに返したその人の言葉は

「でも、遠くの会ったことも話したこともない「日本人」の誰かが受かるのとこうして一緒にご飯食べたりしてる僕が受かるのと、どっちが喜べる?かなぁ」

「日本人」という括は「美しく」「当然」の感覚に思える。でも、少し 丁寧で具体的に表現すれば人は自らの素直な気持ちに気付ける。 先輩は「ほんまや。そうやなぁ。」・・・そして国籍条項ははずされたの でした。 (人を括る言葉は、大切な気持ちに気付けない「社会」を作ってるかも しれない。)ですね。

## 第3回口頭弁論の報告

原告訴訟代理人:弁護士 李 英実

#### 1 はじめに

へイトハラスメント訴訟第3回口頭弁論は、2016年4月14日午後2時30分より行われました。本稿では、代理人の李から、第3回口頭弁論の内容をご報告します。

#### 2 第3回口頭弁論で行われたこと

第3回口頭弁論期日では、原告代理人より第2準備書面を提出し、甲23号証から甲32号証までの証拠を提出しました。

第3回口頭弁論期日で、被告会社、被告今井によって配布されている 資料の内容をまとめた一覧表を提出する予定でしたが、後日提出することとなりました。

#### 3 第2準備書面で主張したこと

(1)被告の職場環境配慮義務違反について

会社である被告は、労働者に対し、職場環境配慮義務を負っています。 職場環境配慮義務とは、使用者が、職場において、労働者の生命身体や 人格的利益が損なわれることがない職場環境を保つよう配慮すべき義務 です。 職場環境配慮義務違反の例として、社内にヌードポスターが貼られ、それを会社が放置しているという事案が考えられます。しかし、本件は、ヌードポスターの事案以上に、被告代表者による指示でヘイトスピーチ該当文書等が配布され、会社ぐるみで良好な職場環境が損なわれたもので、職場環境配慮義務違反の悪質性が高いことについて主張しています。また、ヘイトスピーチには該当しないような資料であっても、職場において、浴びせるように大量に配布することにより、職場環境配慮義務違反となりうることについても、主張しています。

(2) 2013年度における被告による教科書採択運動への動員行為について

2013年6月14日以降の教科書展示会の社員動員に強制性があったこと,動員が原告の就業環境を乱したことについて,時系列に沿って,主張しています。

強制性や、教科書展示会への動員により原告の人格権が侵害されたことについては、次回以降詳しく主張を行っていく予定です。

(3) 被告からの求釈明に対する回答

書面の後半では、被告らから出されていた求釈明について、回答を行っています。

被告らは、主に、原告が不法行為と主張している、ヘイトスピーチ該当文書の配布行為について、具体的に特定してほしい、という釈明を求めていました。これに対しては、配布資料が膨大で、一度に提出が難しいため、今後も数回に分けて配布資料を証拠として提出し、主張を行っていく予定です。

#### 4 次回期日以降の予定

次回期日からは、ヘイトスピーチ該当文書等配布行為の違法性について、実際に被告が配布していた文書の内容を分析し、それがどのように違法となりうるのかについて主張を行っていくこととなっています。また、被告の違法行為によって、原告がどのような被害を被ったのか、具

体的に主張を行っていく予定です。

被告の配布資料はあまりにも大量で、それらの内容ひとつひとつを精 査するのには、膨大な作業時間やコピー費用がかかります。

今後とも,原告に対し,温かいご支援を頂けると大変うれしく思います。



第3回口頭弁論には、60名を超える弁護団より10名の弁護士の皆さんが駆けつけていただきました

# 弁護団の自己紹介① 冨田真平弁護士

皆様。はじめまして。今年の2月にヘイトハラスメント訴訟弁護団に 加入させていただきました弁護士の冨田真平と申します。

私が、この裁判を知ったきっかけは、司法試験合格後、1週間ほど村田先生の事務所で研修をさせていただいていた際に、村田先生から「会社で会長が自分の政治的主張を書いた文書を配布している事件がある」というお話を聞いたことでした。

そのときは、それ以上の詳しい話は聞けず、詳細については何も知らなかったので、変わった会長がいるなというぐらいの認識でした。しかし、その後、弁護士になり、実際にこの事件の内容について詳しい話を聞いたときに、ヘイトに満ちた文書が会社の中で配布されていることに衝撃を受けました。そして、このようなことが職場で許されてはならない、そう思いこの弁護団に加入しました。

弁護団で配付資料を検討するにあたり、たくさんの配布資料に目を通 しましたが、正直読んでいるだけで本当に気分が悪くなりました。この ような文書を三年間も配布され続け、ヘイトにさらされた原告さんの苦 しみは、想像できないくらい大きなものだと思います。

職場は、社会生活において大半を過ごす場所である以上、誰もが安心して普通に過ごせるような場所でなければならず、そのような職場が差別偏見に満ちあふれた環境にあることはあってはならないことだと思います。

普通に働きたいという原告さんの当たり前の願いが実現できるように、なんとしても裁判所にフジ住宅の行為について NO と言わせるために 弁護団の一員として頑張って参りたいと思います。

また、この問題は、フジ住宅という一会社だけの問題ではなく、程度の差こそあれ他の会社でも見られることなのかもしれません。そして、原告さんだけでなく、職場での胸を痛めてられている方が他にもいるか

もしれません。

そのようなことがないように、この裁判を通して、職場でヘイトハラスメントはダメという企業意識をしっかり社会に浸透させ、誰もが安心して働けるような職場環境にしたいと思います。

今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上

# 弁護団自己紹介②一殷勇基弁護士

東京から参加しています。訴訟を担当しながら、日本や諸外国の国籍 法なども研究しています。

「日本の兵隊は何故強いか。それは魚を喰ふからだ」とする、中村吉次郎『日本人と魚食』(1943年)という本を、今回のわたしたちの準備書面で引用しました。この時代には同じような書籍がたくさん出ていて、「日の出」編集部編「世界に輝く日本の偉さはこ」だ」(1933年)や、日本主義は全人類の奉ずべき道徳精神である、とする、井乃香樹『日本主義宣言』(1934年)、日本人の底力・粘り強さは米食からくる、とする、中山忠直『日本人の偉さの研究』(1933年)などについても私たちの書面で触れました。韓国・朝鮮人や中国人が劣っているというのはヘイトスピーチなわけですが、わたしたちの今回の訴訟では日本人が優れている、という資料が大量に配布されています。劣っている、というのはダメだが、では優れているというのは問題がないのか。優れているとされる「日本人」とはだれなのか、というのが訴訟の大きな問題点です。

だれが日本人なのか、日本人ということばの使われ方は恣意的で定まってない、というのが(この裁判の)原告の方のコメントです。でも、恣意的に使えたとしてもわたしは日本人ではない、少なくともわたしが決めることではない、とも仰っています。そして、自分はなぜ3代にわたって「在日なのか?」ということを考えながら、自分は「在日という

日本の人」だと思っているということです。こういうことが(当然ながら)今回の裁判のポイントと思います。大量に配布された「優れている日本人」の中に「在日という日本の人」は含まれていないようだからです。これは日本の国籍法の問題でもあります。日本の国籍法は血統主義(地縁より血縁を重視する)のなかでも「厳格な血統主義」を採用して、複数国籍も正面からは認めていないからです(ただし、運用上は広く黙認)。そして国籍法がこうなっているのは、「日本人」についての日本の国会、ひいては日本社会(の多数派)の理解を示しています。「在日という日本の人」も含めた「日本の人」を、広く受け入れるようには残念ながらなっていないままですし、そこを変えていかないといけないという問題意識すら社会として共有されているとはいえない。

「日本人」ということばが、「日本の人」を広く含むようにしていけるのか。この裁判は、そういう(ほんとうの)意味の多文化共生の職場、 多文化共生の社会をめざす努力のひとつと思います。



# 第3回期日後の報告集会アピールより 「日本人名のF君」(中村研さん)



アピールする中村さん

今日は、ヘイトハラスメント裁判の報告集会という貴重な時間に、お話しする機会を与えていただき、ありがとうございます。なにわユニオンの中村です。

この報告集会でご一緒させていただく方の中には、レイシストに対する抗議やカウンターの現場でお目にかからせていただいた方もいらっしゃいます。今日の裁判も、路上の行動もそうですが、僕自身は、差別を少しでもなくすための頭数だと思っています。

大したことはできていませんが、僕の日常活動と僕がこの場に来ている 思いをお話しさせて下さい。

なにわユニオンは、個人加入ができる労働組合として、国籍もルーツ も問わず労働相談を受けています。いつの頃からか、ユニオンには、ブ ラジル、ペルー、ボリビア国籍の労働者も相談に来るようになりました。 僕が一番印象に残っている日本人名のF君は、サンパウロ郊外出身で 同い年ぐらい。18歳で日本にやって来て、お兄さんと一緒に大阪府下 K市の工場で働いていました。工場は典型的な違法派遣の職場で、派遣 会社が来日の手続きからアパートの手配まで行い、残業割増も有給休暇 も社会保険も知らされず、F君も最初は「おはようございます」と「お 疲れさまです」しか日本語は知らなかったと笑っていました。だけど、 僕と会った頃には、日本人の正社員から会社に報告するカイゼンを相談 される程、現場になくてはならない存在になっていました。

工場でユニオンに加入する仲間を募り、一緒に派遣会社と交渉して、「さあこれから」という時に、2008年の秋、リーマンショックが訪れました。それまでは、過労死する程に長時間の残業で「休みがほしいわ」とぼやいていたのに、それからは明日の仕事がない。日本人に無茶な残業はさせられないから、彼らが働いてきたのに、今度は日本人の仕事を確保したから、下請けの彼らに回す程の仕事量がない。

仕事も生活も大きく変わり、何人もの労働者が日本を離れました。このまま黙ってないで、工場とも直接交渉しよう、争議も全力で支えると、何度もF君と話しました。だけど、彼は冷静に「みんなに迷惑をかけられない」と、帰国のサポートや残る仲間の仕事を派遣会社と交渉し続けました。

だけど、一人、また一人と去っていきました。そんな光景に耐えられない僕に、F君は「これはな、出稼ぎの運命なんや」と背中を叩きました。ホント、よくできた言葉でした。

そんなF君も、今はサンパウロにいます。「親父の農場は農薬がキツくいからイヤや」と言っていましたが、10年間日本で生きてきたことが誇りに思えるよう願っています。

何人もの仲間がブラジルやペルーに戻り、日本に残った労働者もいま す。そして、僕は大阪で生活を続けています。今でも「出稼ぎの運命」っ て何だろうと思うことがありますし、もしかしたら、僕には分からない 言葉なのかもしれません。

だけど、彼らと出会い、泣いたり笑ったりして、家族ができたり、子 どもの成長を楽しく見守ったり、そんな人生のひと時をこの地で共有で きたことは、僕にとって、かけがえのない財産です。

辛いことも理不尽なことも山ほどあるけど、だけど、僕らはもう一緒に 生きています。それが僕の希望です。

そして、そんなささやかな希望を打ち砕こうとする奴らが現れました。 2009 年 4 月 11 日、埼玉県蕨市で、フィリピンにルーツがある家族を名指しして「犯罪一家を日本から叩き出せ!」とシュプレヒコールをあげて、子どもが通う中学校前や家族の生活圏でデモ行進が行われました。 この事件のニュースを聞いた時の衝撃は、絶対に忘れられません。そして、今回の裁判を知った時にも同じ気持ちになりました。どうして自分たちがこの場所で暮らしていて、何の疑いもなく生きていけるのか。なぜ、その理由を知りもせず、考えようともしないのか。蕨市での行動は絶対に許せないし、その時、奴らの言動を止める手立てがなかった自分自身が無性に腹が立ちました。

皆さんの前で発言させていただきながら、申し訳ありませんが、僕には、この裁判を力強く支えられる程の力もありません。また、僕には、 在日コリアンの現状について話せるほどの言葉もありません。

だけど、ヘイトハラスメント裁判を知って、勇気ある原告の行動を少しでも応援することは、自分自身にとっても希望をもらうことにつながると思っています。

日本には、職場のいじめが言い出したらキリがない程あふれています。 今回の裁判のように、時には、外国にルーツを持つことで受ける凄惨な 差別もありますが、職場での立場が弱いことで、誰だって嫌がらせを受 ける可能性があります。 この場に一人でも多くの方が集まること、この裁判のことを一人でも 多くの方が知っていくこと。そこから、差別を許さない社会は生まれて いくのだと思います。これから裁判の中で明らかになっていくこと、原 告の職場で行われてきたことを、一人でも多くの人に共有してほしいと 思います。

こんな事件はもうたくさんだし、二度と起こさないために、頭数にしかなりませんが、皆さんと一緒に行動していきます。ありがとうございました。

2016年4月14日

### 会計の状況について(ご報告)

7月14日時点で、115件1,485,333円のカンパをいただいていることを報告します。ご支援いただいた皆様にお礼申し上げます。ありがとうございました。

支える会では、2年近くの訴訟に要する費用として概算した 200 万円を目標にカンパをお願いしています。裁判がもつ大きな社会的意義について考えたとき、裁判費用だけでも支援する私たちが負担することで、原告個人にのしかかる重圧を軽くすることができればと考えています。引き続き皆様のご支援をお願いいたします。

# 第4回口頭弁論のお知らせ

一人でも多くの方が傍聴支援に駆けつけていただきますようお願いいた します。友人・知人お誘い合わせのうえお越しください。

9月15日(木) 午後2時30分~

※午後2時より傍聴 抽選券発行の予定

#### 大阪地裁堺支部

大阪府堺市堺区南瓦町 2-28

※南海高野線堺東駅西口から

徒歩 5 分 堺市役所西隣)

TEL 072-223-7001 (代)

